

個人の 市民税・県民税の 申告について

2024年の 市民税・県民税は 2023年の所得から 決まります。忘れずに 申告しましょう！
2023年分の 所得税の確定申告書を出した人は 申告はいりません。

いつ ~3月15日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※平日のみ 開いています
(駿河区役所の 会場は 2月13日(火)から 開いています)

ばしょ ・市役所 静岡庁舎2階 市民税課 TEL221-1041
・駿河区役所1階 市民税課 TEL221-1542
・市役所 清水庁舎2階 清水市税事務所 TEL354-2072



もちもの 持ち物

- 所得や経費が 分かるもの… 源泉徴収票、帳簿、領収書など
- 控除のために必要な書類… 生命保険料・地震保険料 国民年金保険料などの控除証明書
国民健康保険料(税) 介護保険料 後期高齢者医療保険料の2023年
に 払った金額が分かるもの (年金の源泉徴収票 領収証書など)、
医療費控除の明細書など
- 申告者本人・扶養している人などの「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」
※「通知カード」は 書かれている名前や住所が 変わっていない または 正しく 変更の手続きをし
ている人のみ 使うことができます。マイナンバーが 書いてある住民票の写しなども 使うことがで
きます。
※「本人確認書類」は 運転免許証、パスポート、障害者手帳など1つ または 健康保険証、年金手帳、
年金証書、社員証などは 2つ必要です。
※ほかに 申告によって必要な書類が あります。くわしくは 市役所に 聞いてください。

★市民税・県民税の申告が 必要な人は…

- ①給与所得者(会社員など)
 - ・給与のほかに 所得のある人
(給与以外の所得が 20万円以下でも 申告が必要です。)
 - ・仕事先から 市役所へ 給与支払報告書が 出されていない人など
- ②給与所得者ではない人
2023年の 合計所得金額が 非課税限度額を超える人

非課税限度額 = 315,000円 × 同一生計配偶者と扶養親族の合計人数+1) + 10万円
※同一生計配偶者 または 扶養親族がいる人は さらに189,000円が 追加になります。

スマホや 家のPCで 市民税・県民税の 申告書を作成できます

2024年度分から スマホやPCから 市民税・県民税の申告が できるようになりました。



申告書の 出し方

- 市HP(住民税試算システム)で 個人の市民税・県民税の申告書を作ります。
申告書を 郵送か 市民税課 (〒420-8602市役所静岡庁舎新館2階)または 清水市税事務所 (〒424-8701市役所清水庁舎2階)へ 出してください。
- 市HPで 作ったデータを 電子申請システムから 送ってください。
くわしくは 市HPを 見てください https://www.city.shizuoka.lg.jp/190_000022.html

- 所得がない人は 申告書がなくても 電子申請システムから そのまま 申告ができます。
- 電子申請システムで 出すときは 申告者本人の マイナンバーカードが あります。
- 申告する金額の 根拠資料 (源泉徴収票や控除証明書等)が 必要です。※電子申請は 画像データでよいです。紙で 出す人は 原本またはコピーが あります。
- 郵送で 出すときは 本人確認書類の コピーをつけてください。

問い合わせ

市民税課 Tel.221-1041・1542

清水市税事務所 Tel.354-2072



静岡市国際交流課が やさしい日本語にしました